

標準引越運送約款が改正されました!



平成30年6月1日より

引越の 契約ルールが 変わります。

消費者ニーズの多様化やドライバー、作業員不足等の課題に対応するため、解約・延期手数料の見直し等、標準引越運送約款が改正されました。

改正
1

見積書の記載内容の確認日及び 解約・延期手数料率が変わります。

この改正により、直前の解約・延期が抑制され、事前に手配した車両やドライバー等が活用できない事態を防ぐことなどを期待しております。

見積書の記載内容の確認日について

改正前

見積書に記載した荷物の受取日の**2日前**までに、見積書の記載内容の変更の有無等について確認

改正後

見積書に記載した荷物の受取日の**3日前**までに、見積書の記載内容の変更の有無等について確認



解約・延期手数料について

改正前

- 引越当日の解約・延期 → **運賃の20%以内**
- 引越前日の解約・延期 → **運賃の10%以内**
- 引越前々日の解約・延期 → **無し**

改正後

- 引越当日の解約・延期 → **運賃及び料金の50%以内**
- 引越前日の解約・延期 → **運賃及び料金の30%以内**
- 引越前々日の解約・延期 → **運賃及び料金の20%以内**



改正 2

標準引越運送約款の適用範囲が拡大されます。

この改正により、単独世帯の引越などで利用されている「積合せ運送による引越」にも、標準引越運送約款が適用されることとなります。

改正前

貸切引越

車両を貸切って行う引越

改正後

貸切引越

車両を貸切って
行う引越

積合せ運送

1台で複数の
引越を行う

貸切引越のイメージ



積合せ運送による引越のイメージ



改正に おける 留意点

ロールボックスパレット等の容器単位での価格設定となっている単身者向け引越サービス等については、標準引越運送約款によらない旨を引越事業者が**予め告知**した場合は適用されません。



単身者向け引越に使用されるロールボックス・コンテナ等

経過措置

平成30年6月1日より前に見積書が作成された引越運送については、平成30年6月1日以降に実際の引越が行われる場合であっても、改正前の引越運送約款が適用されることとなります。

平成30年に改正された最新の「標準引越運送約款」をよく確認しましょう。

運送事業者は、国土交通省が定めた「標準引越運送約款」に基づくルールにより引越を行います。この約款は、見積時にお客様に提示することになっていきますので、必ず内容をご確認下さい。「標準引越運送約款」の全文は全日本トラック協会のホームページにも掲載しています。

※一部の事業者は認可を受けた独自約款を使用しています。

